ltいかくそうだんしえん りょう 計画相談支援の利用のながれ

① | 各区福祉・介護保険課、健康課から書類をお渡しします。

たいしょう かた とうりょうけいかくあん ていしゅついらいしょ わた かま 教 象となる方へサービス等利用計画案の提 出依頼書をお渡しします。



(2) 「していとくていそうだんしえんじぎょうしゃ けいやく ひつよう 指定特定相談支援事業者との契約が必要です。

とうりょうけいかくあんさくせい けいやく サービス等利用計画案作成の契約

指定特定相談支援事業者とサービス等利用計画作成の契約をします。

サービス等利用計画案作成・交付

していとくていそうだんしえんしぎょうしゃ、ほんにん かぞく いこう 指定特定相談支援事業者が本人・家族の意向をもとにサービス等利用計画案(仮の計画)を作成します。



(3) | かくくぶくし かいこぼけんか けんこうか しょるい ていしゅっ ひっょう 各区福祉・介護保険課、健康課へ書類の提出が必要です。

計画相談支援支給申請

申請書とサービス等利用計画案を区役所へ提出。

しきゅうけってい じゅきゅうしゃしょうはっこう 支給決定(受給者証発行)



(4) にていとくていそうだんしえんじぎょうしゃ ちょうせい おこな 指定特定相談支援事業者がサービス調整を行います。

サービス担当者会議

本人や家族、サービス提供事業者の担当者とサービス内容などを話し合い、サービス利用計画を作成します。

サービス等利用計画の作成

本人の同意を得て、計画の内容を確定します。



⑤ 「していとくていそうだんし えんじぎょうしゃ けいぞく しえん 指定特定相談支援事業 者が継続して支援します。

モニタリング